大個審第１７号

（答申第３３８号）

令和元年７月４日

大阪府警察本部長　様

大阪府個人情報保護審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会長 　柳井　健一

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

　令和元年６月２４日付け留第１３１２号で諮問のありました「被留置者に係る個人情報の取扱い」に係る大阪府個人情報保護条例第８条第２項９号に規定する目的外利用・提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記の事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

１　本件においては、被留置者に係る個人情報のうち、弁護士の接見回数等の情報を提供し、弁護士会が指導監督権を行使することにより、被告人の国選弁護を受ける権利を担保するという目的を有し、公益上の必要性は認められる。

ただし、提供する個人情報については、目的達成のための必要最小限の範囲に限定すること。

２　提供先に対し、個人情報の漏洩の防止その他の適正管理について、十分な個人情報保護措置を講ずるよう求めること。

（答申に関与した委員の氏名）

柳井健一、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦